

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和8年1月27日	株式会社一城(法人番号 6100001000264) 代表者 小林義達	長野県長野市大字 大町739番地8	新潟営業所	新潟県新発田市 佐々木1766-11	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項	令和6年10月16日、公安委員会からの通知を 端緒として監査実施。1件の違反が認められ た。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	19	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新潟中分室営業所	新潟県新潟市中央区東堀通七番町1018	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	村松郵便局営業所	新潟県五泉市村松乙239-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	頸城郵便局営業所	新潟県上越市頸城区百間町387	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	湯沢郵便局営業所	新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目7-4	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	塩沢郵便局営業所	新潟県南魚沼市塩沢787-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大和郵便局営業所	新潟県南魚沼市浦佐329-4	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新津郵便局営業所	新潟県新潟市秋葉区新津本町2丁目4-32	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	中鯖石郵便局営業所	新潟県柏崎市加納2729-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	山中郵便局営業所	石川県加賀市山中温泉本町2-22	輸送施設の使用停止(26日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		

貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	福浦郵便局営業所	石川県羽咋郡志賀町福浦港浦143	輸送施設の使用停止(33日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	福光郵便局営業所	富山県南砺市福光963-11	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	福野郵便局営業所	富山県南砺市苗島4912	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	松代郵便局営業所	新潟県十日町市松代3374-16	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	牧村郵便局営業所	新潟県上越市牧区柳島428	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)		

貨物軽	令和8年1月7日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大川谷郵便局営業所	新潟県村上市府屋250	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)		
貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	下諏訪郵便局営業所	長野県諏訪郡下諏訪町栄町5237-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	高府郵便局営業所	長野県上水内郡小川村高府8495	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	市田郵便局営業所	長野県下伊那郡高森町吉田2305-4	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大島郵便局営業所	長野県下伊那郡松川町元大島1445-4	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	阿智郵便局営業所	長野県下伊那郡阿智村駒場1280-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	長門郵便局営業所	長野県小県郡長和町長久保453-6	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月5日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	別所郵便局営業所	長野県上田市別所温泉1823-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月5日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	奈良井郵便局営業所	長野県塩尻市奈良井399-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	平岡郵便局営業所	長野県下伊那郡天龍村平岡581-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和8年1月14日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	白峰郵便局営業所	石川県白山市白峰イ-62	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月10日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	下田郵便局営業所	新潟県三条市荻堀1342-7	輸送施設の使用停止(38日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	来迎寺郵便局営業所	新潟県長岡市来迎寺甲2585-3	輸送施設の使用停止(43日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	小木郵便局営業所	新潟県佐渡市小木町1542-2	輸送施設の使用停止(58日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	赤泊郵便局営業所	新潟県佐渡市赤泊2207-14	輸送施設の使用停止(28日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		

貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	上川郵便局営業所	新潟県東蒲原郡阿賀町豊川甲445-2	輸送施設の使用停止(25日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	関川郵便局営業所	新潟県岩船郡関川村下関10-15	輸送施設の使用停止(53日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	礼拝郵便局営業所	新潟県柏崎市西山町礼拝806-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	浦川原郵便局営業所	新潟県上越市浦川原区釜淵西蟹澤1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	菱里郵便局営業所	新潟県上越市安塚区二本木778-3	輸送施設の使用停止(29日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和8年1月21日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	岩沢郵便局営業所	新潟県小千谷市岩沢827-1	輸送施設の使用停止(33日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月29日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	立科郵便局営業所	長野県北佐久郡立科町芦田2531-1	輸送施設の使用停止(34日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月13日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	塩尻郵便局営業所	長野県塩尻市大門六番町3-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月1日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	豊科郵便局営業所	長野県安曇野市豊科5708-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月1日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	諏訪郵便局営業所	長野県諏訪市諏訪2丁目11-43	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	青木郵便局営業所	長野県小県郡青木村田沢39-1	輸送施設の使用停止(35日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	武石郵便局営業所	長野県上田市上武石66-5	輸送施設の使用停止(55日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	浦里郵便局営業所	長野県上田市浦野242	輸送施設の使用停止(41日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	開田郵便局営業所	長野県木曾郡木曾町開田高原西野2758-8	輸送施設の使用停止(33日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	原郵便局営業所	長野県諏訪郡原村5705-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和8年1月28日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	小野郵便局営業所	長野県上伊那郡辰野町小野上の原1209-5	輸送施設の使用停止(45日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)		
-----	-----------	-------------------------------------	-------------------	----------	-----------------------	-----------------	-----------------------------------	---	--	--

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。